

役員退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青谷学園(以下「法人」という)の役員の退職慰労金について定めたものである。

(常勤役員の定義)

第2条 この規程において常勤理事とは、日常的に法人業務を行う理事長、理事のうち、施設職員または法人本部職員として給与の支払いを受けていない者をいう。

(役員退職慰労金の支給対象者)

第3条 役員退職慰労金は、常勤理事が辞任した場合に支払う。ただし、在任期間が5年未満の場合は支払わないものとする。

(役員退職慰労金の額)

第4条 役員退職慰労金の額は、次の式により算出する。ただし、支給の上限を50,000,000円とする。

最終の報酬月額×在任年数×功績倍率

※在任年数について1年未満の端数は、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

- 2 前項において功績倍率は、理事長を2.0倍、理事を1.6倍とする。
- 3 理事長の期間と理事の期間が混在する場合は、それぞれの役職ごとに、最終報酬月額とその在任期間により算出した額を合計した額とする。

(役員退職慰労金の支払時期)

第5条 役員退職慰労金は、退任の日から3か月以内に支払う。

(本人死亡の場合)

第6条 役員退職慰労金支給時において本人が死亡している場合には、生計を一にしている配偶者に対して支払うものとする。配偶者に支払うことができない場合は、子に対して支払う。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。